令和4年 第6回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和4年6月17日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち19名 田村市農地利用最適化推進委員4名のうち2名

1番 郡司嘉一委員 2番 陣野原進委員 3番 栁沼正郎委員 4番 猪狩徳孝委員 5番 三田勝一郎委員 6番 渡邊義輝委員 8番 白岩幸一委員 7番 渡邊慶幸委員 9番 安藤末男委員 10番 栁沼政一委員 11番 齋藤 実委員 12番 渡邊登喜男委員 三浦善治委員 14番 佐藤正之委員 15番 大和田弘委員 13番 16番 佐藤円治委員 17番 石井珠枝委員 18番 佐藤伸夫委員

19番 吉田修一委員

- 4. 欠席委員 ⑤番 坪井清花委員 ⑤番 土屋福一委員
- 5. 農業委員会事務局職員

 局長
 松崎博志

 主任主査兼総務係長
 菅野裕勝

 主査
 矢内 敬

6. 書 記

主査 矢 内 敬

7. 議事録署名人

17番 石 井 珠 枝 委員 18番 佐 藤 伸 夫 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について (市許可分) 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について (市許可分) 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について (県許可分)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用 集積計画に対する意見決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について

9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事 務 局

ご案内の時間より早いですが、委員の皆様全員お集まりいただきましたので進めさせていただきます。会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきます。

会 長

皆様、改めましてこんにちは。本日は総会でお忙しいところ出席いただき有難うございます。梅雨に入って間もなくですが晴れ間が長く続き農作業には絶好の時期かと思われますが皆さんよろしくお願いいたします。全国農業委員会会長大会が行われましてその中で、これからの農業をどうするのかという話がありまして、持続可能な農業を目指すという事が最ものテーマになっている事です。その中で食糧の安全保障する事が新聞やテレビで見られたり聞かれたりしていくと思われます。県選出国会議員の話の中でもこの問題、日本の食料安全保障が今後重要になってくる認識でありますので皆様もここに注目して対応していただきたいと思います。また人・農地プランにおかれましては法制化され今後我々農業委員の役割が非常に重要になってきますので、持続可能な農業を進めていきたいと考えます。本日もよろしくお願いします。

事 務 局

それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。

議 長

始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。

事 務 局

本日、都合により欠席の届出がございました委員はいらっしゃいませんが、18番佐藤伸 夫職務代理者から遅れる旨の連絡がありましたので報告します。

議長

事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、18名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、ただ今より令和4年田村市農業委員会第6回総会を開会いたします。また、本日は渡邉元推進委員、渡邉利正推進委員の2名の農地利用最適化推進委員の方々に出席をいただいておりますことご報告いたします。

次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、17番石井珠枝委員、18番佐藤伸夫委員を指名いたします。ただいまから議案審議に入ります。

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

12件

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について(市許可分)

1件

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)4件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用

集積計画に対する意見決定について

3件

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について

1件

2件

以上23件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から12番までについて事務局説明願います。

事務局

整理番号1番から12番について、議案書朗読、説明。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。

事務局

異議なし。

議長

異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番から2番について、2番陣野原進委員ご報告をお願い致します。

2番委員

2番陣野原です。整理番号1番について報告します。11日の午前中に吉田推進委員と私と譲受人の3名で現地調査を行いました。この土地は譲受人の父親の時代に売買が既に済んでおり書類も存在しているということですが、登記が済んでいないという事で現状は譲受人が作付けをしている事もあり何ら問題ありません。次に整理番号2番につきましては、同じく11日の午前中に吉田推進委員と私で譲渡人・譲受人の自宅で確認してまいりました。この土地は自宅の前の土地でありまして譲渡人の孫娘さんがこちらに戻られて住宅を建てたいという事でありますが、まだ転用についてはありませんけども譲受人の名義にしていくために将来は孫娘さんが住むための考えがあるようでとりあえず贈与であり何ら問題ないものと確認してまいりました。委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。次に整理番号3番について、3番栁沼正郎委員ご報告をお願い 致します。

3番委員

3番栁沼です。整理番号3番について報告します。12日の午前に私と荻野推進委員と代理人の3名で現地調査を行いました。この土地については譲受人の叔母が嫁ぐときに持参した土地と聞きました。昭和22年7月2日の自作農特別措置法第16条の規定により売渡した土地との事でありましたが長い間田んぼを貸していましたが、農業機械等も無く作る人もいないために所有権移転したいとの事でありました。また譲受人も経営規模拡大のために譲り受ける事を承認した次第であります。以上報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。次に整理番号4番について、6番渡邊義輝委員ご報告をお願い 致します。

6番委員

6番渡邊です。整理番号4番について報告します。15日午前に松本推進委員と私と譲受人の奥さんの3名で現地調査を行いました。この土地は譲受人の先代に交換分合した土地であります。譲渡人の方は登記が既に済んでいたものですからわからなかったようです。譲受人の方が登記になっていなかった為に今回の申請であります。現状は何ら問題ないものと見てまいりました。以上報告します。

議長

ありがとうございました。次に整理番号5番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い 致します。

9番委員

9番安藤です。整理番号5番の案件について報告します。14日午前中に私と和田推進委員の2人で譲受人の自宅に伺い内容を確認して来ました。譲渡人と譲受人は親子関係でありまして譲渡人が高齢のため後継者に譲るとの事でありました。何ら問題ないものと確認してまいりました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。次に整理番号6番から11番について、10番栁沼政一委員ご 報告をお願い致します。

10番委員

10番柳沼です。整理番号6番から11番まで関連性があるので、12日に午後より私と橋本推進委員と整理番号6番、7番については譲渡人、譲受人、整理番号8番、9番につきましては譲渡人、整理番号11番につきましては譲渡人の父親と整理番号12番につきましては譲渡人の息子さんと同時刻に全員お集まりいただき確認してまいりました。申請事由のとおり耕作条件を良くするという事で何ら問題ないものと確認してまいりましたので委員の

議 長

ありがとうございました。次に整理番号12番について、14番佐藤正之委員ご報告をお願い致します。

1 4 番委員

14番佐藤です。整理番号12番につきまして報告します。14日の午前中に代理人と私と箭内推進委員の3名で現地調査を行いました。現地調査の結果何ら問題ないものと確認し

てまいりました。申請書のとおりでありましたので委員の皆様の慎重審議よろしくお願いい たします。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で整理番号1番から12番について事務局の説明及び調査 結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ござ いませんか。

出席委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から12番までについては、申請の通り許可する事に決定いたします。

以上をもちまして1号議案は終了します。

次に議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」を議題と致 します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番について議案書を朗読、説明。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、12番渡邊登 喜男委員ご報告願います

12番委員

12番渡邊です。整理番号1番について報告します。10日の午後に申請人と土屋推進委員と私の3名で現地調査を行いました。他の農地には何ら問題ないものと確認してまいりました。あと排水についてはU字構も入っており何ら問題ないものと確認してまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」の、整理番号1番については、原案の通り許可する事に決定いたします。

以上をもちまして2号議案は終了します。

次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」を議題と致 します。それでは整理番号1番から2番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、6番渡邊義輝 委員ご報告願います。

6番委員

6番渡邊です。整理番号1番について報告します。15日の午前に私と松本推進委員と代理人行政書士の3名で現地確認をしました。実はこの土地は譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係であり、譲受人である孫の奥様が今回の代理人行政書士になります。現地は住宅地に挟まれた現在畑ではありますが、現況は雑種地であります。現在は何も作付けしていないのですがそこに孫さんと行政書士の奥さんが事務所と住宅と駐車場を作りたいとの事であります。排水対策など現状のままでできるので問題ないものと確認してまいりました。以上であります。

議 長

ありがとうございました。次に整理番号2番について、15番大和田弘委員ご報告をお願 い致します。

15番委員

15番大和田です。整理番号2番について報告します。13日の午後より松崎推進委員と私と代理人行政書士の3名で現地確認をしてまいりました。この申請地の下で現在ため池の修繕工事をしておりこの作業員の休憩所や作業車両置き場などを予定するとの事であります。周辺にこれといった農地もありませんので何ら問題ないものと確認してまいりました。委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で整理番号1番から2番まで事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議 ございませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」の、整理番号1番から2番までについては、申請の通り許可する事に決定いたします。

以上をもちまして3号議案は終了します。

次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」 を議題と致します。それでは整理番号1番から4番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番から4番について議案書を朗読、説明。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番から2番について、1番郡司嘉一委員ご報告願います。

1番委員

1番郡司です。整理番号1番と2番について報告します。場所が近いので併せて報告します。13日に現地に確認してまいりました。譲渡人が入院されておりまして、娘さんに立ち合いをいただきました。私と佐藤推進委員と娘さんの3名で確認しました。何ら問題ないものと確認してまいりました。ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。次に整理番号3番について、4番猪狩徳孝委員ご報告をお願い 致します。

4番委員

4番猪狩です。整理番号3番について報告します。申請人の方が遠方という事で当局から 電話で確認という事で15日に私と坪井推進委員で現地を確認して来ました。畑とはありま すが数年作っていないようで背丈ぐらいある笹薮でありました。その間に排水等もありまし て心配はないものと見てまいりました。ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。次に整理番号4番について、13番三浦善治委員ご報告をお願い致します。

13番委員

13番三浦です。整理番号4番について報告します。14日の午後、夕方から私と石井推進委員と譲渡人の3名で現地調査を行いました。譲受人の業者さんは郡山市にある会社で現地に来られないので電話で確認をしました。この譲受人の業者さんは雨水については自然浸透で問題はなく、排水対策の水路等を新たに作る事は必要ないとの事でこの場所は大雨が降ると下に住宅があり、以前は葉たばこ耕作をしておりましたが現在は廃作をしていて休耕地になっております。譲渡人は譲受人に下にある住宅に雨水が流れていくので排水対策をしていただきたいとしております。申請書の内容ですと土砂の流出等の災害防止に対しましては申請とは別であり何の対策も行わず土砂流出はありませんと記載されていますが、現地は傾斜地でありその下に畑と住宅があり何の措置も講じないとすると将来的に災害が発生する可能性は否定できないもので農業用排水施設の雨水は自然浸透で近隣に影響を及ぼしませんという事でありますが、下の住宅地の所有者は水が流れてしまい、以前素掘りの排水対策を自らの手でやっている状態であります。台風時期は滝のように流れるとの事でありました。また現在雨水が流れ草も生い茂っている事からとても問題が無いとはいえません。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。以上で整理番号1番から4番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。只今整理番号4番について、三浦委員より「意見を付して許可相当」とご報告がありました。その件も含め質疑を求めます。

出席委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、簡易採決により議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。整理番号1番から3番については原案のとおり「許可相当」、整理番号4番については「意見を付して許可相当」とする事にご異議ございませんか。

出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」の整理番号1番から3番については原案のとおり「許可相当」、整理番号4番については「意見を付して許可相当」とする事に意見決定いたします。以上をもちまして第4号議案は終了いたします。次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番から3番まで事務局説明願います。

事務局

「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する 意見決定について」の整理番号1番から3番まで議案書を朗読、説明。

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ご ざいませんか。

出席委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、簡易採決により議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議 ございませんか。

出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用 集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から3番については原案のとおり決定 いたします。以上をもちまして第5号議案は終了いたします。次に議案第6号「農用地利用 配分計画案に係る意見決定について」を議題と致します。

本案については16番佐藤円治委員が関係する議案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により16番佐藤円治委員の退場

を求め審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

出席委員 異議なし

議 長 ここで暫時休議いたします。

~ 佐藤委員 退席 ~

議 長 休議前に引き続き会議を再開いたします。

それでは整理番号1番について事務局説明願います。

事務局 議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の整理番号1番について

議案書を朗読、説明。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑を求めます。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の整理番号1番については、原案のとおり決定致しました。

議案第6号の審議を終了しましたので、16番佐藤円治委員の入場を許可します。ここで暫時休議いたします。

~ 佐藤委員 入場 ~

休議前に引き続き会議を再開いたします。

16番佐藤円治委員にご報告いたします。議案第6号の整理番号1番について、原案のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

16番委員 ありがとうございました。

= 7.	=	
議	長	これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。それぞれご承認、ご決定を
		賜りましてありがとうございました。これをもちまして、令和4年第6回田村市農業委員
		会総会を閉会といたします。
		閉会 14:20

令和4年6月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人